

産科医療保障制度に関するご案内

2015年1月1日以降に出生したお子様より補償対象となる基準が一部改正されることになりました。

【一般審査の基準】

改正前（2014.12.31までの出生児）：在胎週数33週以上かつ出生体重2,200g以上が対象

改正後（2015.1.1以降の出生児）：在胎週数32週以上かつ出生体重1,400g以上が対象

個別審査の基準も一部改正しております。詳細は受付にてご確認いただきますようお願い致します。また、今回の改正に基づき、1分娩につき30,000円の掛金が16,000円に減額されることになりました。掛金は分娩機関が支払うこととなりますので、加入分娩先で出産された場合（22週以降の分娩）には出産育児一時金に掛金相当額が加算されます。

院長